

中国における知的財産サービス 業界の現状及び将来の展望



隆櫻知財コンサルティンググループ 代表 **富永 隆介**
中南財經政法大学 元学長、
同大学 知識産権研究センター センター長・教授、
中国知識産権法学研究会 名誉会長 **吳 漢東**

要 約

日本から中国への特許出願は毎年約 4 万件に達し、中国の知的財産サービス会社に委託して、中国へ特許出願することは既に珍しいことではない。日本の知財業界の従事者が中国特許への関心が高まるにつれて、中国特許制度などに関する情報は従来と比較して入手しやすくなっている。しかしながら、中国の知的財産サービス業界に関する情報は、中国特許制度などに関する情報と比べると、充実していない側面があることは否めない。中国の知的財産サービス業界に関する情報は中国知財業界の内部事情（中国弁理士の利益）に関連する事項を含むため、これまでに中国の知的財産サービス業界の従事者は積極的に（意図的に）情報を発信してこなかったことが背景にあると考えられる。中国の知的財産サービス業界について日本弁理士などの理解が深まれば、日本弁理士などが日常業務の中で中国の知的財産サービス会社を管理することが容易になり、出願人に対してより良い知財サービスを提供できると考えられる。そこで、本稿では、中国における知的財産サービス業界の発展の歴史・中国における知的財産サービス業界の現状について紹介するとともに、中国における知的財産サービス業界の今後の発展方向についても論じ、中国における知的財産サービス業界の歴史・現在・将来について考察する。

目次

- はじめに
- 中国における知的財産サービスの発展の歴史
 - 知的財産サービスの発展に関連する中国政府の主要な政策
 - 中国における知的財産サービスの発展の各段階
- 中国における知的財産サービスの現状
 - 中国における知的財産サービス会社の地域分布
 - 2016年に各地に新設された知的財産サービス会社の会社数
 - 2016年に新設された知的財産サービス会社の業界分類
 - 2016年に新設された知的財産サービス会社の資本金
 - 中国における特許代理会社と知的財産代理会社の地域分布
 - 北京市特許代理人協会が試算した特許出願代理サービスのコスト（2016年）
- 中国における知的財産サービスの今後の発展方向
 - 知的財産サービス業界の現状についての考察
 - 2020年までの知的財産サービス業界の従事者・会社数の人的規模に関する発展計画
 - 知的財産サービス会社の海外進出・中国弁理士の国際化に関する推進計画

5. 結言

1. はじめに

日本から中国への特許出願は毎年約 4 万件に達し、日系企業が中国へ特許出願することは既に珍しいことではなくなっている。中国特許法では、原則として中国特許出願に関して中国の特許事務所などの知的財産サービス会社による強制代理を要求していないが、中国特許法 19 条第 1 項において、「中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で特許を出願する場合、及びその他の特許事務を行う場合、法に基づき設立された特許代理機関に委託して処理しなければならない。」と規定されており、日系企業は中国の特許事務所などに委託して、中国に特許出願をすることが一般的である。このため、事業に貢献できる中国特許を取得し戦略的に活用するためには、中国の特許事務所などの知的財産サービス会社についての理解を深めることは有効である。

中国において、知的財産サービス業は、現代サービス業の一部であり、ハイテクサービス業に属すると考

えられている。また、一般的に、知的財産サービス業は、知識密集型サービス業（Knowledge-Intensive Business Service）に該当すると考えられている。中国において、知的財産サービスは、主として(1)知的財産情報サービス（特許検索、特許情報データベースの構築など）、(2)知的財産代理サービス（特許・商標出願の代理、拒絶査定不服審判・無効審判の代理など）、(3)知的財産に関する法律サービス（知財権に関する侵害訴訟や知財権に関するデューデリジェンスなど）、(4)知的財産の活用サービス（知財権の評価、取引、融資、信託など）、(5)知的財産コンサルティングサービス（知財戦略の策定、知財リスクの分析、知財権の管理など）、(6)知的財産のトレーニングサービス（弁理士・弁護士の継続研修、技術者の知財研修など）に分類できると考えられている。

2016年全国知的財産発展計画業務会議報告（原文：全国知识产权规划发展工作会议报告）によれば、中国には約3.6万社の知的財産サービス会社があり、知財業界全体の年間売上金額は800億人民元を超えている⁽¹⁾。2016年の中国弁理士試験の受験者は30948名であり、前年比で11.07%増加した。また、2015年、中国で新規設立された企業は438万社であり、そのうち定款の事業目的に「知的財産サービス」の記載がある企業は51185社であった。

2. 中国における知的財産サービスの発展の歴史

(1) 知的財産サービスの発展に関連する中国政府の主要な政策

近年、中国では知的財産サービス業界は急速に発展している。その背景として、中国政府の政策が影響していると考えられている。知的財産サービス業界の発展に関する中国政府のこれまでの主要な政策を紹介する。

2008年、国家知的財産戦略綱要（原文：国家知识产权战略纲要）が公布され、知的財産戦略は科学教育国家振興戦略、人材強国戦略、継続発展戦略とともに中国の4大国家戦略に加わった。私見ではあるが、当該綱要の公布は、それ以降の中国における知的財産サービス業界の急速な発展に決定的な影響を与え、日本における知財立国宣言に相当する重要性・歴史的意義があると思われる。

2010年5月、ハイテクサービス業の発展の推進に関する業務の通達（原文：关于当前推进高技术属服务业

发展有关工作的通知）が発表され、知的財産サービス業がハイテクサービス業の範疇に追加されることになった。中国において、企業が「ハイテク企業」に認定されると、税金面における優遇措置が受けられ、知的財産サービス会社の税金の負担低減が、知的財産サービス会社の発展に助力していると考えられる。

2010年10月、国務院による戦略的新興産業の育成及び発展の加速に関する決定（原文：国务院关于加快培育和发展战略性新兴产业的决定）が発表され、知的財産サービス業や技術の取引サービス業、技術の産業化サービス業などのハイテクサービス業の発展を加速させることを中国政府の政策目標に掲げた。

2011年4月、国家「十二五」現代サービス業に関する発展計画（原文：国家“十二五”现代服务业发展规划）が発表された。

2012年11月、知的財産業の育成及び発展の加速に関する指導的意見（原文：关于加快培养和发展知识产权服务业的指导意见）が発表された。

2015年7月、「知的財産管理先進企業」の全面的推進に関する政府規範の指導的意見（原文：关于全面推进〈企业知识产权管理标准〉政府规范的指导意见）が発表された。中国では、企業が、国家、省、市レベルの知的財産管理先進企業に認定されると、各々のレベルに応じて補助金・表彰を獲得することができる。このため、企業がより一層知的財産の管理を注目することになった。

(2) 中国における知的財産サービス業界の発展の各段階

前述したこれまでの中国政府の政策などの影響を受けて、中国における知的財産サービス業界の発展の歴史を紹介する。中国における知的財産サービス業界の発展は、下述の4段階に分けることができると考えられる。

第1段階は、2000年以前である。1980年代頃から、中国において知的財産に関する法律が制定され、それに伴い中国において知的財産サービス会社が出現した。この時期では、知的財産サービス会社の増加は緩やかであった。中国は、1980年6月に世界知的所有権機関（WIPO）に加盟し、1985年3月にパリ条約に加盟した。1985年4月、中国において特許法が試行された。

第2段階は、2001年～2004年である。2001年、中

国は世界貿易機関（WTO）に加盟し、それに伴い国務院は知的財産サービス会社の政府部門からの分離を要求した。さらに、商標代理事務所の設立審査・商標弁理士資格試験などが廃止され、商標代理業が社会に開放された。2004年には著作権代理の資格も取り消され、著作権代理業も社会に開放された。これらの政策により、中国における知的財産サービス会社が急増した。この時期において、中国におけるサービス業は従来の金融業・不動産業などからデザイン設計業・科学技術サービス業などに広がった。

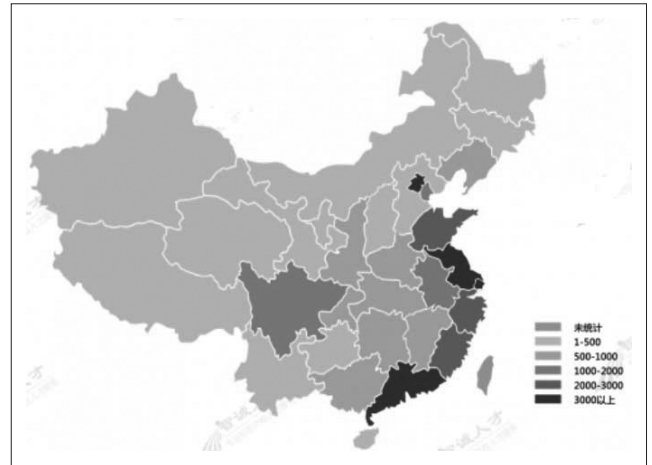
第3段階は、2005年～2007年である。新設される知的財産サービス会社数の増加率が低下した。この期間では、知的財産サービス業界における新たなビジネスモデルの模索が行われた。

第4段階は、2008年以降である。2008年に、前述した国家知的財産戦略綱要が公布されると、知的財産サービスが社会から注目され、知的財産サービス会社の数が再び急増した。とりわけ、2011年以降、知的財産サービス業がハイテクサービス業の範疇に追加されたことによる「ハイテク企業」認定に基づく減税、及び現代サービス業に関する税金面での改正（営業税から増値税への変更）により、中国政府は税金面で知的財産サービス会社の発展を後押しした。

3. 中国における知的財産サービスの現状

（1）中国における知的財産サービス会社の地域分布

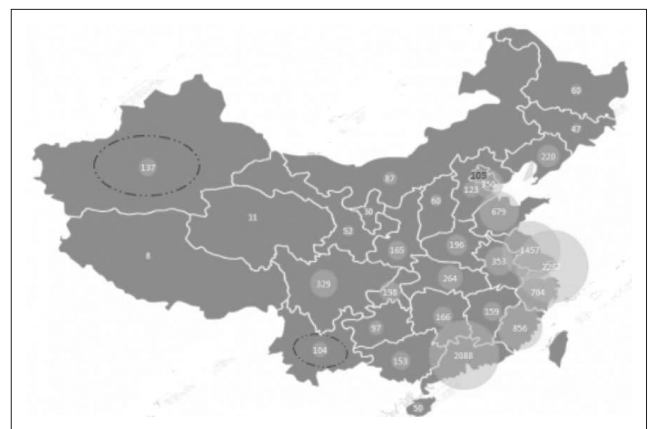
中国における知的財産サービス会社の地域分布は、中国の各地における経済発展の程度と密接に関連している。中国において東部沿海部は経済発展が著しく、中西部では経済発展が遅れている。この結果、図1に示すように、北京、上海、広東、江蘇にはそれぞれ3000社以上の知的財産サービス会社があり、福建、浙江、山東にはそれぞれ2000～3000社の知的財産サービス会社がある⁽²⁾。



（図1：中国における知的財産サービス会社の地域分布）

（2）2016年に各地に新設された知的財産サービス会社の会社数

図2に示すように、2016年に新設された知的財産サービス会社は、上海、広東では2000社以上であり、江蘇では1000社以上であり、山東、浙江、福建では500社以上である。なお、中西部にあるウイグル、雲南における新設された知的財産サービス会社が100社を超えたことは注目に値することであると思われる。これまで、日系企業が模倣品の摘発を重点的に実施していたのは沿海部であり、内陸の中西部ではほとんど模倣品の摘発を実施できていなかったことが実状である。しかしながら、中西部のウイグル、雲南に知的財産サービス会社が多数設立されれば、日系企業はこれらの中西部の知的財産サービス会社を利用して、内陸の中西部での模倣品の摘発を実施する道も開けると考えられるからである。



（図2：2016年に各地に新設された知的財産サービス会社の会社数）

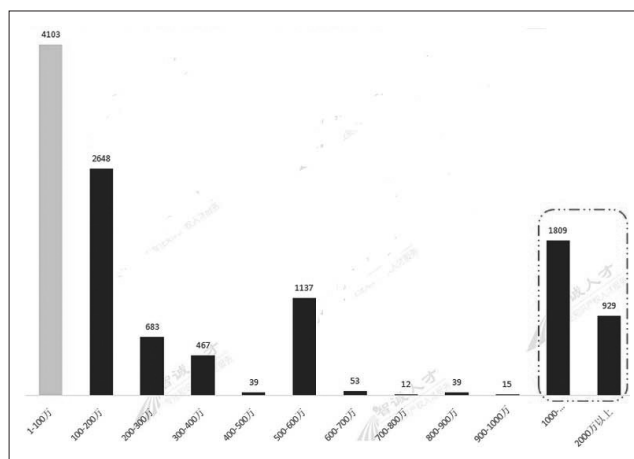
(3) 2016年に新設された知的財産サービス会社の業界分類

中国の国民経済業界分類に基づけば、2016年に新設された知的財産サービス会社のうち、商業サービス業が57.86%を占め、ソフトウェア・情報技術サービス業が10.36%を占め、科学研究・技術サービス業が10.25%を占め、文化・スポーツ・娯楽業が9.66%を占め、卸売・小売業が5.94%を占め、金融業が1.88%を占め、その他が4.04%を占めた。このように、中国において、知的財産サービスは、従来の特許・商標出願代理業務などの中核業務から著作権・特許権の活用などの周辺業務に広がっていることが分かる。

(4) 2016年に新設された知的財産サービス会社の資本金

2016年に新設された知的財産サービス会社の資本金に関して、資本金1~100万人民元が34.38%占め、資本金100~200万人民元が22.19%を占め、資本金1000~2000万人民元が15.16%を占めた。詳細な会社の数は図3に示した。このように、中国の各々の知的財産サービス会社間における資本金に大きな格差が存在していることが分かる。

なお、中国会社法の改正により会社資本に関する規制が緩和され、初回出資額の制限及び払込時期の制限の撤廃がされ、驗資証明制度も廃止された「注 なお、驗資証明制度に関して、改正前の会社法において、出資者が出資金を払い込んだ後、法に基づき設立された出資金払込検査機関の検査を受けて出資批准通り資本金が振り込まれた旨を証明する証明書（驗資報告書）を発行しなければならなかったが、会社法改正により、かかる検査及び証明に関する規定部分が削除され、会社設立時における工商局への驗資報告書の提出が不要となった。」。発起人は原則として自由に（資本金を設立時に実際に振り込まなくても）資本金を定めることが可能になった。このため、社会から信用を獲得する目的で故意に巨額な（そもそも将来的に振り込む予定もない）資本金を定めて会社を設立する発起人が中国各地で多数存在している。会社の資本金のみで当該会社は信用できるかどうかを判断することはリスクであることに留意する必要があると思われる。

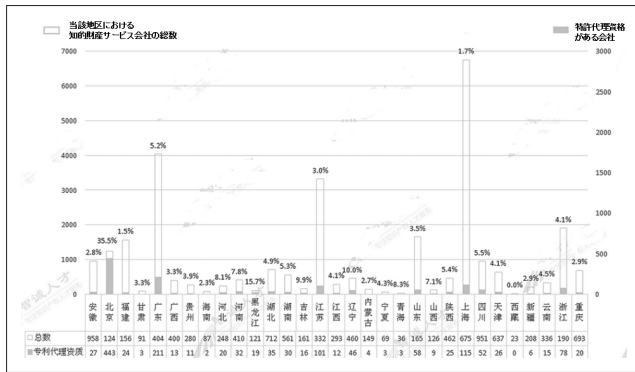


(図3：2016年に新設された知的財産サービス会社の資本金)

(5) 中国における特許代理会社と知的財産代理会社の地域分布

国家知識産権局に登録された特許代理会社（中国では、3名以上の中国弁理士が在籍する知的財産サービス会社が国家知識産権局に登録できる条件になっており、国家知識産権局に登録されれば特許代理できる仕組みになっている）は、約1500社であり、各地の工商局に登録された知的財産代理会社（これらの会社は商標業務、著作権業務を代理できるが、特許業務は代理できない）は、約3万社である。なお、前述した知的財産サービス会社は、特許代理会社と知的財産代理会社とを含む。

図4に示すように、知的財産代理会社は、上海、広東、江蘇において3000社を超えており、浙江、山東、北京において1000社を超えている。特許代理資格を有する特許代理会社は、北京に443社、広東に211社あり、上海、江蘇にそれぞれ100社以上ある。このように、経済が発展している地区間でも、知的財産代理会社と特許代理会社の分布にはバラツキがあることが分かる。



(図4：中国における特許代理会社と知的財産代理会社の地域分布)

(6) 北京市特許代理人協会が試算した特許出願代理サービスのコスト (2016年)

北京市特許代理人協会は、2016年北京地区における特許出願代理サービスのコストに関する通知(原文：2016年北京地区专利申请代理服务成本价的通知)を発表した⁽³⁾。当該通知によれば、2015年の平均給料を基準とし、企業が全面的な関連する技術資料を提供した場合に、3年間の実務経験を有する中国弁理士が標準的な難易度の案件(拒絶理由通知が1回のみで特許査定になる案件)を処理するケースをモデルケースとして、特許出願代理サービスのコストを算出した。その結果、機械分野の特許出願は11400人民元、電気分野の特許出願は12160人民元、化学分野の特許出願は12920人民元、実用新案出願は6460人民元、意匠出願は2660人民元であった。当該通知では、前述したモデルケースの特許出願代理サービスのコストを参考に、北京地区の特許代理会社の代理費用を調整することを奨励している。

私見ではあるが、北京地区の中国弁理士の代理費用は他の地区の中国弁理士の代理費用よりも高額であることが多いが、前記コストの算出には、日系企業や欧米企業による外内出願が含まれていると思われ(翻訳料金も含まれていると思われ)、中国企業の特許出願の代理費用は前記コストよりも低廉である。

なお、2014年に北京市特許代理人協会が同様な調査を実施している⁽⁴⁾。この調査結果によれば、1名あたりの中国弁理士の年間平均出願案件数(実用新案出願案件、意匠出願案件を含む)は95.75件であり、一件あたりの出願に費やす平均日数は2.61日である。

具体的には、機械分野の特許出願にかかる時間は30.4時間であり、電気分野の特許出願にかかる時間は

32.8時間であり、化学分野の特許出願にかかる時間は34.7時間であり、実用新案出願にかかる時間は17.5時間であり、意匠出願にかかる時間は7.6時間であった。また、年間の稼働日を250日とし、1日当たりの勤務時間を8時間とした場合、1名あたりの弁理士の年間あたりの平均特許出願案件数は62.5件であった。

4. 中国における知的財産サービスの今後の発展方向

上記では、中国における知的財産サービス業界の発展の歴史・現状について論じた。次に、中国における知的財産サービス業界の将来の発展方向について論じる。知的財産サービス業(主として特許サービス業)は国家知識産権局が所轄しており、2017年2月に所轄官庁である国家知識産権局が発表した特許代理業界発展「十三五」計画(原文：专利代理行业发展“十三五”规划)は特許サービス業などの知的財産サービス業界の将来の発展に与える影響が大きいと考えられる。以下、特許代理業界発展「十三五」計画の中の主要な内容を紹介する⁽⁵⁾。

(1) 知的財産サービス業界の現状についての考察

当該計画では、最初に知的財産サービス業界の現状について分析しており、2015年末における中国弁理士試験合格者は2.7万人であり、中国弁理士は1.2万人であり、2008年と比較すると、中国弁理士試験合格者は211%増加し、中国弁理士は149%増加した。特許業界に従事する人員は約10万人であり、特許代理会社は1256社であり、特許業界の年間売上金額は約150億人民元である。中国特許出願のうち、中国弁理士による代理出願は約60%を占める。

(2) 2020年までの知的財産サービス業界の従事者・会社数の人的規模に関する発展計画

当該計画では、2020年までに中国弁理士試験合格者を6万人、中国弁理士を2.5万人とすることを目標にする旨が明記された。このように、約5年間で中国弁理士試験合格者・中国弁理士を約2倍にする計画であり、急激に中国弁理士の数を増加させると質の低下を招く恐れがあるので、有能な中国弁理士を選別することが、日系企業・中国企業を問わず、今後の課題になると思われる。また、当該計画では、2020年までに特許業界に従事する人員を15万人、特許代理会社を

2000社に増加させることも明記された。

なお、近年、中国政府は、個人・会社の信用度（誠実度）をランク付けすることに注目しており、政府機関である国家発展改革委員会の公式サイト「信用中国」が社会に公開されており、日系企業が中国の特許代理会社又は中国弁理士のサービスや代理費用などに不満がある場合、不満がある中国の特許代理会社又は中国弁理士に対してクレームを直接的に申し立てすることに加えて、「信用中国」サイトにクレームを申し立てすることも効果的であると考えられる。「信用中国」サイトにクレームを申し立てして、特許代理会社又は中国弁理士の信用度（誠実度）を減点させると、結果として営業停止などのペナルティを与えることに繋がるからである。

（3） 知的財産サービス会社の海外進出・中国弁理士の国際化に関する推進計画

さらに、当該計画では、2020年までに、海外に事務所を開設する特許代理会社を100社とし、特許業界の年間の売上を約300億人民元とすることを旨とする目標も決定している。当該計画の決定により、中国政府の支援を得て（毎年、日本から中国へ大量の特許出願などが出願されているので）日本に事務所を開設する中国の特許代理会社が増加する可能性があると考えられる。結果として、従来の中国特許出願のプロセス（日本メーカーが日本の特許事務所に中国特許出願を依頼し、日本の特許事務所がさらに中国の特許事務所に中国特許出願を依頼して、中国特許庁に中国特許出願するプロセス）に大きな影響を与える可能性があると考えられる。

また、当該計画では、現状では特許代理会社の経営者（パートナー）は中国弁理士に限定されるが、特許代理会社のパートナーの一部を中国弁理士でない者（民家企業の経営者など）も認める方向に条件を緩める改正の検討も挙げており、この改正が実現すれば、特許の専門家ではないビジネス経験が豊富な経営者が特許代理会社の経営に参加することにより、特許代理会社の規模拡大・海外進出に拍車がかかる可能性があると考えられる。

さらに、当該計画では、中国弁理士の国際化を推進し、中国弁理士が知的財産に関する国際組織の要職に就くことを目論むことも明記されており、中国弁理士が積極的に知的財産関連の国際会議などに参加するこ

とにより、日本弁理士と中国弁理士が国際会議などの国際舞台で交流する機会が今後益々増加すると思われる。一方で、国際舞台における中国弁理士の台頭により、日本弁理士の国際舞台における存在感が低下することがないように、日本弁理士会をはじめ関係機関は留意することが必要であると思われる。

5. 結言

中国におけるサービス業（知的財産サービス業を含む）が国民経済に占める割合は国際平均水準よりも低く、先進諸国の水準と比較すると依然として大幅に遅れているのが実状である。サービス業が国民経済に占める国際平均水準は60%を超えており、先進諸国の平均水準は70%を超えており、米国においては80%を超え、米国国内の就業機会の80%近くをサービス業が創出している。現状では、中国における知的財産サービス業などのサービス業は発展途上にあるが、発展途上であるが故に発展する余地が大きいと、急速に発展する可能性も秘めていると考えられる。

日本の弁理士制度は、1899年に施行された「特許代理業者登録規則」から始まり、現在まで100年以上の歴史を有しているが、中国の弁理士（特許代理人）制度は、1985年に試行された特許代理暫定規定（原文：専利代理暫行規定）から始まり、1991年に現行の特許代理条例（原文：専利代理条例）が試行され、その後改正を経て現在まで施行されている。中国の弁理士（特許代理人）制度は、日本の弁理士制度と比較すると、依然として未熟な部分がある。一例として、中国において非弁行為（中国では、「黒代理」と呼ばれている）である弁理士を有しない者による特許出願代理行為が近年の社会問題になっており、国家知識財産局は全国規模で非弁行為の取締キャンペーンを実施し、取り締まられた会社のリストを公表した。日本の弁理士制度は弁理士法である「法律」に依拠しているが、中国の弁理士（特許代理人）制度は「法律」ではなく國務院が制定した「条例」（法律よりも効力が弱い）に依拠しているに過ぎない。このため、国家知識財産局による非弁行為などの不正行為の取締の効果は充分ではないという指摘もある。

今後の中国における知的財産サービス業界の発達は、知的財産サービスを担う主要なプレーヤーである中国弁理士の社会的地位の向上に依存する部分があると考えられる。特許代理条例の改正が、國務院の2017

年立法作業計画（原文：国务院 2017 年立法工作计划）に明記され、2017 年に特許代理条例が改正される見通しである。当該改正が実現すれば、中国弁理士の社会的地位が向上するとともに、中国における非弁行為の取締りが強化されることが期待される。また、2018 年 1 月 1 日より、「特許代理機構サービス規範」（原文：《专利代理机构服务规范》）が正式に実施される。「特許代理機構サービス規範」は国家知識産権局と中華全国特許代理人協会などが共同で制定した規範であり、国家標準規格（標準番号：GBT34833-2017）である。当該規範は、特許代理の品質向上を核心目標としており、サービス品質の規範化の角度から、特許代理機構の管理要求、業務管理、サービス要求、サービス評価及び改善の要求が明文化され、特許代理サービスの過程における突出した問題を集中的に解決することを目的とする。

中国における知的財産サービス業界は約 30 年で飛躍的に（量を中心に）発展したが、先進諸国と比較すると、質の面では依然として大きな隔りがある。中国弁理士などの中国の知的財産サービス業界の従事者と提携関係にある日本の特許事務所・日系企業にとって、中国における知的財産サービス業界はこれまでに

量を中心に発展したため、提携先の選択肢は拡大したが、多数ある選択肢の中で、良質な知的財産サービスを提供できる知的財産サービス会社・中国弁理士を選別することが、中国での知財活動を円滑に推進させ、中国知財戦略の実行に不可欠であると考えられる。本稿を通じて、日本弁理士などが中国における知的財産サービス業界についての理解が深まり、中国知財業務の円滑化に繋がれば、これに勝る喜びはない。

（参考文献）

- (1) 吴汉东, 中国知识产权蓝皮书 (The Blue book of IPR in China), pp. 282 (2017) 中国知识产权出版社
- (2) 吴汉东, 中国知识产权蓝皮书 (The Blue book of IPR in China), pp. 284~289 (2017) 中国知识产权出版社
- (3) 北京市专利代理人协会,
<http://www.bjpaa.org/uploads/soft/160929/1-16092Z94A1.pdf> 参照日 2017/6/30
- (4) 北京市专利代理人协会, 中国知识产权, vo93, p72~79 (2014)
- (5) 国家知識産権局,
http://www.sipo.gov.cn/zcfg/tjxw/201705/t20170505_1310896.html 参照日 2017/6/30

（原稿受領 2017. 7. 24）